

登録教習機関の登録更新の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録を更新したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	職業訓練法人 神奈川土建技術研修センター
登録教習機関の住所	神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目19番地3
代表者の職氏名	理事長 益田 修次
事務所の名称	職業訓練法人 神奈川土建技術研修センター
事務所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区神奈川二丁目19番地3
行うことのできる 技能講習及び登録番号	足場の組立て等作業主任者技能講習（223） 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（224） 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（225） 有機溶剤作業主任者技能講習（234） 石綿作業主任者技能講習（243） 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（255）

登録更新年月日 令和7年3月16日

登録の有効期間 令和12年3月15日

令和7年3月3日

神奈川県労働局長

